

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害児通所支援事業者の指定
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 農用地利用配分計画の認可
- 岡山県立都市公園の区域変更
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- ” ”
- ” ”

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

(県例規集登載)

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散

担当課(室)

障害福祉課

”

長寿社会課

道路整備課

”

県民生活交通課

農村振興課

都市計画課

建築指導課

”

”

選挙管理委員会

”

”

”

目次

- 資金管理団体の名称等の公表
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 水島港港湾計画の変更の正誤

【正誤】

港湾課

”

担当課(室)

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

◎岡山県告示第八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

井原市立井原市民病院

2 所在地

井原市井原町一一八六番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

井原市

2 主たる事務所の所在地

井原市井原町三一一番地一

三 指定年月日

平成二十七年二月一日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇一七八

五 サービスの種類

短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

めぐみ

2 所在地

総社市総社三丁目四番三〇号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人のぞみ

2 主たる事務所の所在地

総社市井手一〇〇四番地二

三 指定年月日

平成二十七年二月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四〇八

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ジョブサポート クローバー

2 所在地

総社市総社二丁目二二―三四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人ライフネット和光

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区門田文化町二丁目五―一四

三 指定年月日

平成二十七年二月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四一六

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

メゾンきさらぎ

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

2 所在地

津山市川崎一五〇八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

津山市川崎一五〇八

三 指定年月日

平成二十七年二月一日

四 事業所番号

三三二〇三〇〇〇八四

五 サービスの種類

共同生活援助

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

◎岡山県告示第八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ぷらんもわ

2 所在地

井原市下出部町一―三二―八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ろむ

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市神辺町十三軒屋一五七―四

三 指定年月日

平成二十七年二月一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇〇四七

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス あさひ

2 所在地

岡山県玉野市長尾四二〇―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社和乃加

2 所在地

岡山県玉野市長尾四二〇―三

三 廃止年月日

平成二十七年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇七九二

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

◎岡山県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宇治下原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市成羽町成羽字鎌尾ノ下タ一九七九番一地先から	高梁市成羽町成羽字井手ノ上へ二三一八番一地先まで	新	八・〇〇 一八・五	一三〇・〇
高梁市成羽町成羽字鎌尾ノ下タ一九七九番一地先から	高梁市成羽町成羽字井手ノ上へ二三一八番一地先まで	旧	六・〇〇 一一・〇	一二五・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栗原有漢線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

高梁市有漢町上有漢字鳴高下七八八〇番地 地先から 高梁市有漢町上有漢字高谷八二一七番地 先まで	高梁市有漢町上有漢字鳴高下七八八〇番地 地先から 高梁市有漢町上有漢字高谷七八八五番地 先を経て 高梁市有漢町上有漢字高谷八二一七番地 先まで	
旧	新	別
三・五 一四・〇	八・六 一九・五	(メートル)
二〇〇・〇	二〇七・五	(メートル)

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

◎岡山県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	宇治下原線	高梁市成羽町成羽字鎌尾ノ下タ一九七九番一 地先から 高梁市成羽町成羽字井手ノ上へ二三一八番一 地先まで	平成二十七年 二月二十 七日
	栗原有漢線	高梁市有漢町上有漢字鳴高下七八八〇番地先 から 高梁市有漢町上有漢字高谷七八八五番地先を 経て 高梁市有漢町上有漢字高谷八二一七番地先ま で	

〔七六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ニューハート新庄

三 代表者の氏名

笹野 寛

四 主たる事務所の所在地

真庭郡新庄村二二五八番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、自然や地方を愛する人々に対して、中国地方中山間地域及び岡山県新庄村で第五条に定める事業を行い、新庄村やその周辺地域活性化振興に寄与することを目的とする。

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

〔七七〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条
 第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		住所		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	秋山 佳範	岡山市北区玉柏一〇〇〇 一―二	岡山市北区玉柏字堤外六〇三―一他二三 筆	小橋 久宣	岡山市北区平野字井手後七一―一他一筆
水田 純	岡山市中区四御神一四八 一八。パストラールC一〇 二	岡山市中区国府市場字土井七六六―一他 三筆	株式会社スミス商会	岡山市東区松新町七八	岡山市東区浅越一四七他一筆
株式会社岡本農産	岡山市南区藤田二四五七 一八	岡山市南区藤田字錦二二六八	佐々木孝浩	岡山市南区藤田二五八九	岡山市南区藤田字錦二四〇三他三筆
株式会社こばやし農園	岡山市南区西七区一九六	岡山市南区片岡字大野新開一―七他八筆	イージー株式会社	加賀郡吉備中央町上竹二 〇七五―三	加賀郡吉備中央町大木字柳井田八五八― 一他一一筆
難波 清隆	加賀郡吉備中央町吉川四 三七六一七	加賀郡吉備中央町上竹字谷口三八一五― 一他六筆	有限会社吉備高原ファーム	加賀郡吉備中央町土六 四二	加賀郡吉備中央町土字堂免二一七八― 二七

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

農事組合法人 大明神組合	加賀郡吉備中央町吉川二 六九三	加賀郡吉備中央町吉川字才ノ谷二四三一 一他七筆
松田 淳次	加賀郡吉備中央町上竹一 一五九	加賀郡吉備中央町上竹字スケモリ一七二 三他二筆
有限会社ダイ ナミック	加賀郡吉備中央町黒土八 六九一五	加賀郡吉備中央町黒土字光岩一八四一他 二筆
森尾 昭二	加賀郡吉備中央町竹荘二 〇八〇一二	加賀郡吉備中央町竹荘字正田二八他二筆
赤木 邦彦	加賀郡吉備中央町上田西 一〇六六	加賀郡吉備中央町円城字下谷三八七一一 他九筆
小林 豊	加賀郡吉備中央町上田西 五一三一五	加賀郡吉備中央町上田東字土井一九三他 三筆
谷村 剛嗣	加賀郡吉備中央町竹荘一 六二二一三	加賀郡吉備中央町上竹字カナゴ四一五六
横田 憲司	加賀郡吉備中央町竹荘一 七九一	加賀郡吉備中央町竹荘字松尾田一七六二 一四他二筆
横田 敏夫	加賀郡吉備中央町竹荘一 九一五	加賀郡吉備中央町竹荘字鍋土一五六七他 二筆
山下 國弘	加賀郡吉備中央町竹荘一 八三二	加賀郡吉備中央町上竹字平岩七二四一二 他三筆
株式会社石井 農園	加賀郡吉備中央町湯山二 九六四一二	加賀郡吉備中央町湯山字堂ノ奥二五八六 一二他七三筆
農事組合法人 中営農組合	小田郡矢掛町中五〇〇	小田郡矢掛町中字山崎一七二三一一他二 筆
農事組合法人 矢掛スマート アグリ	小田郡矢掛町里山田一七 八三一	小田郡矢掛町里山田字敷田二八一六一一 他五筆

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

農事組合法人 ひら田営農	山岡 伸行	馬場壽恵男	柴田 恒男	庄司 俊之	赤石 真之	池原 勝彦	安藤 正樹	農事組合法人 中島西営農組 合	岡部 正則	森淵 誠	森淵 竜二	株式会社ライ スクロップ長 尾	農事組合法人 久常営農組合
真庭市上水田二九一二	一 真庭市蒜山別所六七四一	真庭市三崎五一	真庭市赤野七〇七	真庭市多田七二一四	真庭市中島二七八	六 久米郡美咲町東坪和三〇	四一 勝田郡奈義町中島西九八	六三 勝田郡奈義町中島西一一	〇一 勝田郡奈義町中島西二一	勝田郡奈義町小坂三二三	五 勝田郡奈義町高円一七七	勝田郡奈義町柿三九九	一 勝田郡奈義町久常三八一
筆 真庭市上水田字南ケ市二五〇五一他二	真庭市蒜山別所字大虬六九他五筆	真庭市三崎字中河原五〇八一他三筆	真庭市中河内字御神ケ市二九五〇他二筆	真庭市大庭字大坪七九七一他三筆	真庭市大庭字大坪七六八一他二筆	真庭市吉字池尻三五九〇一他一筆	勝田郡奈義町中島西字竹ケ坪五四七一二	三筆 勝田郡奈義町中島西字堂ノ前五〇五他一	他四筆 勝田郡奈義町中島西字下原田六二三一六	筆 勝田郡奈義町小坂字向畑二六七一一他六	一筆 勝田郡奈義町関本字本田一五三四一一他	四筆 勝田郡奈義町成松字花ケ市一五二一一他	勝田郡奈義町柿字柳ケ坪五二七

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

山崎 泰則	農事組合法人 上合地	株式会社フア ーム登美	井上 龍一	農事組合法人 長藤農場	越尾 光雄	梶谷 玉廣	菅尾 征司	菅尾 芳郎	桑元 英昭	草苺 良明	草地 勝憲	松原 一好
真庭市上水田五四六一	真庭市下皆部一九一三	苦田郡鏡野町富西谷一二 五一一	二 苦田郡鏡野町下原一〇七	苦田郡鏡野町長藤一七二	一 久米郡美咲町越尾一一六	五 久米郡美咲町打穴西二八	一 久米郡美咲町越尾八二六	一 久米郡美咲町越尾一一一 一四	久米郡美咲町越尾七八八 一七	一 久米郡美咲町百々九二一	二 久米郡美咲町江与味一〇	一 久米郡美咲町小山一二四
真庭市上水田字又丸三七三五他三筆	真庭市下皆部字石橋一五九〇	苦田郡鏡野町富西谷字白力五七〇一三他 二筆	三筆 苦田郡鏡野町下原字東田一四一〇一他	苦田郡鏡野町奥津川西字土路江九一八一 四他二筆	久米郡美咲町原田字竹成一〇四四他二筆	久米郡美咲町打穴上字菰池七一他七筆	久米郡美咲町越尾字神尾八〇七	久米郡美咲町越尾字京伝一一二四一他 一筆	久米郡美咲町越尾字鶴ヶ坪三四九六	久米郡美咲町百々字荒堀三三二一二	久米郡美咲町江与味字西河内一五六〇他 一筆	久米郡美咲町小山字前一〇一六一他四 筆

平成27年2月27日 岡山県公報 第11664号

二 認可年月日

平成二十七年二月二十三日

三 申請年月日

平成二十七年一月二十二日

〔七八〕岡山県立都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一名 称 後樂園

二位 置 岡山市北区後樂園地内

三区 域 別図のとおり

四 変更年月日 平成二十七年三月一日

（別図は省略し、岡山県土木部都市局都市計画課において一般の縦覧に供する。）

〔七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六一七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟三八六一三ファミーユドゥアヴニールA二〇二

太田 雄二

三 許可番号

岡山県指令建指第二四四号

〔八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六一七一九、六一七一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟四九五―四アメニティプラザ早島C―二〇一

池内 卓司

三 許可番号

岡山県指令建指第二七八号

〔八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年二月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字金之本一二六九一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区奥田二丁目四一八一ほっと一〇二一

矢吹 文伯

三 許可番号

岡山県指令建指第二四五号

◎岡山県選管告示第七号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月十八日から適用する。

平成二十七年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表病院の項中

医療法人社団菅病院	医療法人社団菅病院	井原市井原町一二四
医療法人天敬会井原中央病院	医療法人天敬会井原中央病院	井原市井原町三二七三

を

医療法人社団菅病院

井原市井原町一二四

に改める。

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大山盛久後援会	大山盛久	大山明美	笠岡市甲弩六六六	平成二七・一・六
岡崎たかし後援会	土井堅郎	松井修一	岡山市東区瀬戸町笹岡一二八四一三	一・九
岡りつ後援会	岡護	福元量子	勝田郡奈義町久常二一三	一・二〇
かんだ昌和後援会	国里啓志	菅田昌和	津山市中島二二八一六ミナミ二号	一・二三
高田禎介後援会	眞宮迪	津下陽	浅口郡里庄町大字里見九二四一	一・一三
谷口より子後援会	船橋順子	谷口一子	玉野市奥玉三一五一七	一・七
玉野の未来を考える会	船橋順子	谷口一子	〃	〃
玉野未来政策研究会	船橋順子	谷口一子	〃	〃
鳥井良輔後援会	鳥井良輔	鳥井良輔	倉敷市白楽町二三一〇	一・三〇
仁科ちづこ後援会	仁科千鶴子	近藤美保	浅口郡里庄町浜中三四六	一・八
ひらくマサポーターズ	三浦拓	三浦拓	津山市上河原三七九一サニーステートA二〇一	一・二九

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党赤坂支部

主たる事務所の所在地

赤磐市由津里六六九

赤磐市町苅田三〇〇

平成二七・一・一六

〃

代表者

川末義晃

羽原章

〃

〃

会計責任者

川末義晃

羽原章

〃

自由民主党岡山県総社市第一支部

主たる事務所の所在地

総社市西阿曾四〇五

総社市南溝手四一四一二

〃

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

倉敷経信会

代表者

廣瀬成史

河内弘三

平成二七・一・一六

小林ひさお後援会

〃

三原誠介

上林道雄

〃

幸の会

政治団体の名称

幸の会

コスモスの会

〃

〃

代表者

小島幸子

津本良三

〃

総社を元気にする会

主たる事務所の所在地

総社市南溝手四一四一二

総社市西阿曾四〇五

〃

高田卓司後援会

代表者

高田卓司

高田照子

〃

〃

会計責任者

高田卓司

高田照子

〃

高橋かいりゅう後援会

主たる事務所の所在地

倉敷市真備町有井九四

倉敷市真備町辻田一四九一五

〃

T K C 平沼赳夫政経研究会

会計責任者

日笠肇

日笠羽司名

〃

中塚周一後援会

代表者

西博

中塚銀太

〃

万代てつお後援会

〃

万代敬二

貞國明

〃

〃

会計責任者

万代知弘

青木芳雄

〃

山本泰正後援会

〃

山本定義

長瀬幸造

〃

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

川上泉後援会

川上隆弘

平成二六・一二・二五

元気会

中田尚志

〃 一二・三一

重森計己後援会

有安重吉

〃 三・三一

「谷口より子後援会」

明田秀雄

〃 一二・三一

坪井みちお後援会

坪井正実

〃

◎岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
鳥井良輔	岡山県議会議員	鳥井良輔後援会	倉敷市白楽町二三一〇	鳥井良輔	平成二七・一・三〇
船橋順子	〃	玉野未来政策研究会	玉野市奥玉三一五七七	船橋順子	〃 一・七
三浦拓	津山市議会議員	ひらくマサポーターズ	津山市上河原三七九一ーサニーイ ステートA二〇一	三浦拓	〃 一・二九

◎岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
江本公一	岡山県議会議員	総社を元気にする会	主たる事務所の所在地	総社市南溝手四一四―二	総社市西阿曾四〇五

一・終わりが ら五	一・終わりが ら六	頁・行
二百九十六	六十四	誤
二百九十四	六十六	正

〔二〕平成二十七年二月十日付け公布岡山県公告（水島港港湾計画の変更）に誤りがあった。